

2010年6月4日

内閣府の「児童ポルノ排除総合対策」に対し意見書を提出

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

当協会は内閣府が募集した、「児童ポルノ排除総合対策の策定に向けた御意見募集」

(<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/bosyu/iken-haijo.html>) に対し、本日別紙の内容にて意見を提出しました。

(別紙)

1. 総論

改めてこの場で触れるまでもなく、児童ポルノは子どもへの性的虐待により製造されたものであり、被害を受けた児童の心に一生にわたって消えることのない深い傷を残すことはもちろん、成人してからも自らの画像の流通におびえる人生を余儀なくさせるなど、その製造および送信は、許されざる犯罪であります。

この考えのもと、各 ISP 事業者とも、法令上認められた範囲で、従来から積極的に対処を行ってまいりました。この立場は、今後も変わることがありません。

一方で、電気通信事業者には通信の秘密を守る法律上の義務が課せられており、これもまた国民の皆様に対する重大な責任でもあります。ブロッキングは通信の秘密および表現の自由との関係が常に問題となる問題でもあり、国民の理解を得ながら慎重に対応すべき問題でもあります。(当協会にも一般の国民の皆様から、この点を懸念する声が多数寄せられています。)

特にブロッキングについては、このような国民の懸念をも踏まえた上で、国民の理解を着実に得ながら丁寧に議論を進めるべき問題であることを、追記していただきたいと考えます。

2. ブロッキングの手続き及び対象について

「⑤ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進」において、「サーバーの国内外を問わず、画像発見後、速やかに児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、ISP による閲覧防止措置（ブロッキング）を講ずる必要がある。」とされていますが、これは安心ネットづくり促進協議会の報告書および児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインの枠を大きく超えるものです。

ブロッキングが通信の秘密との関係で懸念されるものである以上、これらの法的整理やガイドラインを遵守することが欠かせないことはいうまでもありません。

各社が現状で取り組める範囲は、報告書やガイドラインで許容される範囲ですので、本「総合対策」においても、報告書やガイドラインの範囲を踏まえた記述にさせていただきたいと考えます。

「サーバの国内外を問わ」ないことを今後の可能性として検討すること自体は否定しませんが、あくまでも現状は現状として、「平成 22(2010)年度中を目途に」の枠外で、今後の検討の余地であることがわかるように記述するなど、国民の誤解を避ける表現にすべきであると考えます。

3. ブロッキングに関する広報・啓発について

現状において、児童の権利を保護すべきことについては意見が一致していると理解していますが、ブロッキングについては、それが手段として適切であるのかを含め、国民の間に強い懸念があるなど意見が分かれています。また、ブロッキングがどの程度児童ポルノの流通防止に有効であるかについては、定量的な評価が確立していません。

このため、現段階で p5 にあるように「インターネットの一般ユーザーに対し、ブロッキングの重要性等について幅広く広報・啓発し、理解を求める」とある部分については、「・・・一般ユーザーに対

しブロッキングの目的や実施内容について、通信の秘密や表現の自由などについて懸念される点への丁寧な説明を含めて、幅広く広報・啓発し、・・・」のように、事実を即した表現に改めていただきたいと考えます。

4. アドレスリスト作成管理団体の運営について

アドレスリスト作成管理団体およびそれを監督することとなる「専門委員会」については、国民全体の通信の秘密や表現の自由にまで影響が生じるブロッキングのリストに関与することの重大性、国民の信頼を得ながら活動を行っていくことの必要性に鑑み、その透明性、公平性、および中立性が確保されなければならないことはいまでもありません。

そのため、これらの活動方針を決定する会議は原則として公開するとともに、特定の立場の団体や省庁が大きな影響力を持つことがないように、担保される必要があります。

そのことについて、「総合対策」について十分に触れていただきたいと考えます。

具体的には、p5 において、「・・・環境整備を実施する。その際、アドレスリスト作成管理団体の運用の透明性および中立性が担保されるよう万全を期するものとする。」などの記述を加えていただくよう要望いたします。

5. ブロッキングを実施する ISP 事業者の負担の軽減策について

ブロッキングを実施する主体は各 ISP 事業者であり、その理解を得ながら円滑にブロッキングを実施するには、初期投資や運用負担の軽減に資する施策（各社が共通に利用できるプラットフォームの開発等への支援など）が行われることが望ましいと考えられます。また、本格実施の前に産学連携等による実証実験を行い、運用上の問題点の洗い出しや、ブロッキングの効果の測定を行うなどの、社会的効用の増進に資する施策への支援が行われることが必要と考えます。